

群馬県「企業参加の森林づくり」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業や団体（以下「企業等」という。）が社会貢献活動として森林所有者自ら手入れの行き届かない森林において、県の仲介により実施する森林整備活動（以下「企業参加の森林づくり」という。）を円滑に推進するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 企業参加の森林づくりは、企業等による森林整備活動により群馬の森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進することを目的とする。

(参加対象者)

第3条 参加対象者は、県内外問わず森林整備活動を行い得る企業等とする。ただし、企業等又はその代表者が、次に掲げる事項（欠格事項）に該当しないこと。

（（3）、（4）及び（7）については、役員等を含む）

（1）法律行為を行う能力を有しない者

（2）破産者で復権を得ない者

（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（4）暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

（5）暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者

（6）親会社等又はその代表者、役員等が（3）～（5）までに該当する者

（7）（3）～（6）までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者（雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む）

（8）納付すべき税（県税(群馬県)、法人税(法人の場合)、申告所得税(法人でない団体の代表者)、消費税及び地方消費税)を滞納している者

(活動内容)

第4条 活動内容は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、林床整備、獣害対策

（2）その他、知事が森林整備等に必要と認めた活動

なお、活動内容は、当該企業等が自ら行うもののほか、一部の森林整備活動を森林組合等の法人や団体に依頼して実施する場合を含む。

(対象森林)

第5条 事業の対象となる森林は、企業等の所有する森林を除く県内の私有林とする。

(要望)

第6条 企業等は、森林整備活動を実施しようとするときは、企業参加の森林づくり実施要望書（別記様式第1号。以下「実施要望書」という。）を知事に提出するものとする。

2 県は、前項の実施要望書の提出を受けたときは、対象森林の候補地を選定するものとする。

(協定)

第7条 前項の対象森林の候補地から、活動地が定まった場合は、企業等は、県及び森林所有者（県が必要と認める場合には森林所在市町村を含む。）と森林整備等の活動に関する協定書（別記標準様式第2号）に基づいて協定を締結し森林整備活動を実施するものとする。なお、別記標準様式第2号は必要に応じて加筆修正等することができる。

(費用負担)

第8条 森林整備活動等の実施に要する費用は、原則として、企業等が負担するものとする。

2 企業等は、国等の補助を受けて森林整備活動を実施することができるものとする。

(解除)

第9条 協定期間中に社会情勢の変化等によるやむを得ない理由による場合には、協定を締結した他の当事者の同意を得て、協定を解除することができる。

(附 則)

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

別記様式第1号

企業参加の森林づくり実施要望書

年 月 日

群馬県知事 様

住 所
名 称
代表者

企業参加の森林づくりについて、下記のとおり実施を要望します。

記

1 森林整備活動に取り組む目的

2 活動期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

3 内容

(1) 場所・地域

(2) 活動の種類 (希望する活動に○)

① 植栽 ② 下刈り ③ 除伐・間伐 ④ 枝打ち ⑤ 林床整備

⑥ 獣害対策 ⑦ 森林整備を行うボランティア等への資金提供等

⑧ その他 ()

(3) 面積 ha 程度

4 その他 (周辺の施設や地域との関係、森林整備以外の活動希望などを記載して下さい。)

5 担当者等連絡先

担当者所属部署

職氏名

連絡先

TEL

FAX

E-mail

※添付資料 法人概要のわかるもの (パンフレット等)

社会貢献活動を実施した実績がある場合はその資料

※群馬県「企業参加の森林づくり」実施要綱第3条の各号に該当しないことを誓約します。

別記標準様式第2号

森林整備等の活動に関する協定書（案）

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）、森林所有者 〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び群馬県（以下「丙」という。）の三者は、森林整備等の活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲乙丙相互の連携と協力により活動が円滑に実施されることを目的とし、甲、乙及び丙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（活動の場所）

第2条 乙は、その所有する下記に掲げる土地を活動の場所として、甲に無償で提供するものとする。

土地の所在	地目	面積 (ha)	備考
群馬県 市 町			
計 筆			

（別添実施計画図のとおり）

（活動の内容）

第3条 甲の活動の内容については、甲乙丙協議の上決定し、実施するものとする。

（活動計画書の提出）

第4条 甲は、活動の実施に当たって、活動計画書に基づき活動を実施するものとする。

また、協定期間中に活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ乙及び丙に連絡し、調整を行うものとする。

（法令等の遵守）

第5条 甲は、活動の実施にあたり、関係法令、条例、規則等を遵守するものとする。

（活動経費の負担）

第6条 活動の実施に要する経費については、甲が負担するものとする。

(立木竹等の権利権限)

第7条 活動によって発生する立木竹等及び構造物等に係る権利権限は、乙に帰属する。

なお、伐採木等を甲の活動の中で活用する場合などは、あらかじめ乙の了解を得た上で行うことができるものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の責に帰すべき事由により、立木竹その他乙の財産に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償するものとする。

(事故等の責任)

第9条 甲は、活動にあたって参加者の安全を確保し、万一事故が発生した場合には、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、全て甲が責任を負うものとする。

(行為の制限)

第10条 甲は、自らの活動にあたり次の行為を行わないこと。

- (1) 林内での火気の使用
- (2) 森林生態系に悪影響を及ぼす行為
- (3) 営利を目的とした林産物の採取や販売

(活動への協力)

第11条 丙は、甲の活動の円滑な実施を図るため、必要な指導・助言等の協力を行うものとする。また、甲は活動について広報・広告を行うことができ、甲が求める場合には、乙・丙はこれに協力するものとする。

(協定の解除)

第12条 甲、乙及び丙は、次の場合に協定を解除することができるものとする。

- (1) 協定に違反する行為があった場合
- (2) 活動の実施の見込みがない場合、又は活動の実施に著しい支障が生じたと認められる場合
- (3) 活動区域の全部又は一部を、公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 乙が暴力団等の関係その他企業参加の森林づくり実施要綱第3条に定める欠格事項に該当することが判明し、事業を継続することが適当でないと認められるとき。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

但し、期間が満了する日の3箇月前までに 甲又は乙から申し出があった場合は、

三者の合意に基づいて協定の更新ができるものとする。

(転貸の禁止等)

第14条 乙は、この土地において、前条に定める期間中、甲の了解なく次のことをしてはならない。

- (1) 現状の改変
- (2) 甲以外の者に貸借を含む用益権の設定または譲渡
- (3) 抵当権その他の担保権の設定

(協定終了後の措置)

第15条 第12条もしくは第13条に基づいて協定が終了した場合、甲は第2条に定める活動の場所の使用を直ちに止めるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
○○○○○株式会社
○○○○
○ ○ ○ ○ 印

乙 住 所 有 者
所 者 印

丙 住 所
○ ○ ○ ○ 印

※添付資料

- ・実施計画図
- ・活動計画書

令和 年 月 日

様

協定者

住所

氏名

森林整備等の活動における活動計画書

1 土地の所在等

土地の所在	地目	面積 (ha)	備考
計 筆			

2 活動計画

(1) 森林整備の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動時期	内容					
	下刈り	枝打ち	除伐	間伐		その他

(注) 資材、道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。